

広島市条例第 18 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年広島市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「23」を「24」に、「71」を「75」に、「107」を「114」に、「168」を「179」に、「216」を「230」に、「65」を「69」に、「101」を「108」に、「131」を「140」に、「43」を「45」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。